

視聽覚的実演に関する北京条約

# 視聽覚的実演に関する北京条約

## 目次

- 前文
- 第一条 他の条約との関係
- 第二条 定義
- 第三条 保護の受益者
- 第四条 内国民待遇
- 第五条 人格権
- 第六条 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利
- 第七条 複製権
- 第八条 譲渡権

第九条 貸与権

第十条 固定された実演の利用可能化権

第十一条 放送及び公衆への伝達に関する権利

第十二条 権利の移転

第十三条 制限及び例外

第十四条 保護期間

第十五条 技術的手段に関する義務

第十六条 権利管理情報に関する義務

第十七条 方式

第十八条 留保及び通告

第十九条 適用期間

第二十条 権利行使の確保に関する規定

第二十一条 総会

第二十二条 国際事務局

第二十三条 この条約の締約国となる資格

第二十四条 この条約に基づく権利及び義務

第二十五条 この条約の署名

第二十六条 この条約の効力発生

第二十七条 締約国についてこの条約の効力が生ずる日

第二十八条 この条約の廃棄

第二十九条 この条約の言語

第三十条 寄託者

## 前文

締約国は、

視聴覚的実演に関する実演家の権利の保護をできる限り効果的かつ統一的に発展させ、及び維持することを希望し、

世界知的所有権機関を設立する条約の一般総会により一千七年に採択され、開発に関する考慮が同機関の活動の不可分の一部を成すことを確保することを目的とする開発のためのアジェンダの勧告の重要性を想起し、

経済的、社会的、文化的及び技術的発展によつて生ずる問題について適當な解決策を与えるため、新たな国際的な規則を導入する必要があることを認め、

情報及び通信に関する技術の発展及び融合が視聴覚的実演の生産及び利用に重大な影響を与えることを認め、

視聴覚的実演に関する実演家の権利と特に教育、研究及び情報の入手のような広範な公共の利益との間の均衡を保つ必要があることを認め、

千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで作成された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が視聴覚的固定物に固定された実演に関して実演家に保護を及ぼしていないことを認め、

千九百九十六年十二月二十日のある種の著作権及び著作隣接権の問題に関する外交会議において採択された視聴覚的実演に関する決議に言及して、

次のとおり協定した。

#### 第一条 他の条約との関係

- (1) この条約のいかなる規定も、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約又は千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約に基づく既存の義務であつて締約国が相互に負うものを免れさせるものではない。
- (2) この条約に基づいて与えられる保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものではなく、また、いかなる影響も及ぼすものではない。したがつて、この条約のいづれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解することはできない。
- (3) この条約は、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約以外の条約といかなる関係も有するも

のではなく、また、この条約以外の条約に基づくいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

## 第二条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し、又はその他の方法によつて実演する者をいう。
- (b) 「視聴覚的固定物」とは、動く影像（音又は音を表すものを伴うか否かを問わない。）の収録物であつて、装置を用いることにより知覚し、再生し、又は伝達することができるものをいう。
- (c) 「放送」とは、公衆によつて受信されることを目的とする無線による音の送信、影像の送信、影像及び音の送信又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。
- (d) 実演の「公衆への伝達」とは、固定されていない実演又は視聴覚的固定物に固定された実演を放送以

外の媒体により公衆に送信することをいう。第十一條の規定の適用上、「公衆への伝達」は、視聴覚的固定物に固定された実演を公衆が見ること若しくは聴くこと又はその双方を行うことができるようにあることを含む。

### 第三条 保護の受益者

- (1) 締約国は、他の締約国の国民である実演家に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。
- (2) いずれの締約国の国民でもない実演家であつていずれかの締約国に常居所を有するものは、この条約の適用上、当該いづれかの締約国の国民とみなす。

### 第四条 内国民待遇

- (1) 各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十一條に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、他の締約国の国民に与える。
- (2) 締約国は、第十一條(1)及び(2)において与えられる権利に関し、この条の(1)の規定に基づき他の締約国の国民に与えられる保護の程度及び期間を、自国の国民が当該他の締約国において享有するそれらの権利と同等のものにまで限定することができる。

(3) (1)に規定する義務は、一の締約国について、他の締約国が第十一条(3)の規定によつて認められている留保を付する場合には、その留保の範囲において適用せず、また、当該一の締約国が当該留保を付している場合にも、その留保の範囲において適用しない。

## 第五条 人格権

(1) 実演家は、その財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、現に行つてている実演及び視聴覚的固定物に固定された実演に関して、次の権利を有する。

(i) これらの実演に係る実演家であることを主張する権利（これらの実演を利用する態様により削除することがやむを得ない場合を除く。）

(ii) これらの実演の変更、切除その他の改变で、視聴覚的固定物の性質を十分に踏まえた上で自己の声望を害するおそれのあるものに対し、異議を申し立てる権利

(2) (1)の規定に基づいて実演家に認められる権利は、実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続するものとし、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体は、当該権利を行使することができるものとする。もつとも、この条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有

する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利の全てについて実演家の死後における保護を確保することを定めていない締約国は、それらの権利のうち一部の権利が実演家の死後は存続しないことを定めることができる。

(3) この条の規定に基づいて認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

#### 第六条 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

実演家は、その実演に関して、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 固定されていない実演の放送又は公衆への伝達を行うこと（実演が既に放送されたものである場合を除く。）。

(ii) 固定されていない実演を固定すること。

#### 第七条 複製権

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、直接又は間接に複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。

## 第八条 譲渡権

- (1) 実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演の原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。
- (2) この条約のいかなる規定も、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

## 第九条 貸与権

- (1) 実演家は、実演家自身による又は実演家の許諾に基づく譲渡の後も、締約国の国内法令の定めるところにより、視聴覚的固定物に固定されたその実演の原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。
- (2) 締約国は、商業的貸与が実演家の排他的複製権を著しく侵害するような視聴覚的固定物の広範な複製をもたらしていない場合には、(1)の義務を免除される。

## 第十条 固定された実演の利用可能化権

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

#### 第十一条 放送及び公衆への伝達に関する権利

(1) 実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、放送又は公衆への伝達を許諾する排他的権利を享有する。

(2) 締約国は、(1)に規定する許諾の権利の代わりに、視聴覚的固定物に固定された実演を放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて衡平な報酬を請求する権利を設定することを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。締約国は、また、当該衡平な報酬を請求する権利の行使に関する条件を自国の法令において定めることを宣言することができる。

(3) いずれの締約国も、(1)若しくは(2)の規定を特定の利用についてのみ適用すること、当該規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)及び(2)の規定を適用しないことを、宣言することができる。

#### 第十二条 権利の移転

(1) 締約国は、自国の国内法令において、実演家がその実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、当該国内法令の定めるところにより実演家と当該視聴覚的固定物の製作者との間で締結される契約に別段の定めがない限り、第七条から前条までに規定する排他的な許諾の権利について、当該製作者が有し、若しくは行使すること又は当該製作者に移転することを定めることができる。

(2) 締約国は、自国の国内法令に基づいて製作される視聴覚的固定物に關し、(1)に規定する同意又は契約が書面によるものであること及び契約の両当事者又はその正当な委任を受けた代理人により署名されることを要件とすることができます。

(3) (1)に規定する排他的な許諾の権利の移転にかかわりなく、実演家に対し、この条約（特に前二条）の定めるところにより実演の利用についてロイヤルティ又は衡平な報酬を受け取る権利を、国内法令又は個別の、共同の若しくはその他の契約によつて与えることができる。

### 第十三条 制限及び例外

(1) 締約国は、実演家の保護に關して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。

(2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演の通常の利用を妨げず、かつ、実演家の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

#### 第十四条 保護期間

この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演が固定された年の終わりから少なくとも五十年とする。

#### 第十五条 技術的手段に関する義務

締約国は、実演家によつて許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この条約に基づく権利の行使に関連して当該実演家が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

#### 第十六条 権利管理情報に関する義務

(1) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘引し、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適當かつ効果的な法的救済について定め

る。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

(i) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(ii) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、実演又は視聴覚的固定物に固定された実演の複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆による利用が可能となる状態に置くこと。

(2) この条において「権利管理情報」とは、実演家、実演家の実演若しくは実演に係る権利を有する者を特定する情報又は実演の利用の条件に係る情報及びこれらの情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が視聴覚的固定物に固定された実演に付される場合に限る。

#### 第十七条 方式

この条約に定める権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない。

#### 第十八条 留保及び通告

(1) 第十一条(3)の規定が適用される場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も付することができな

い。

(2) 第十一条(2)又は次条(2)の規定に基づく通告は、批准書又は加入書において行うことができるものとし、その効力は、当該通告を行つた締約国についてこの条約が効力を生ずる日に生ずる。この通告は、その後においても行うことができるものとし、この場合には、当該通告は、世界知的所有権機関事務局長が当該通告を受領した後三箇月で又は当該通告において指定されたそれ以降の日に効力を生ずる。

#### 第十九条 適用期間

(1) 締約国は、この条約が各締約国について効力を生ずる時に存在する固定された実演及びこの条約が各締約国について効力を生じた後に行われる全ての実演に対し、この条約に基づいて認められる保護を与える。

(2) (1)の規定にかかわらず、締約国は、この条約が各締約国について効力を生ずる時に存在する固定された実演については、第七条から第十一条までの規定又はこれらの規定のうち一若しくは二以上の規定を適用しないことを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。他の締約国は、その宣言を行つた締約国に関し、その宣言を行つた規定の適用の対象を、この条約が当該宣言を

行つた締約国について効力を生じた後に行われた実演に限定することができる。

- (3) この条約に規定する保護は、この条約が各締約国について効力を生ずる前に行われた行為、締結された契約又は取得された権利に影響を及ぼすものではない。

- (4) 締約国は、この条約が効力を生ずる前に実演について適法な行為を行つた者が、この条約が当該締約国について効力を生じた後に、同じ実演について第五条及び第七条から第十一条までに規定する権利の対象となる行為を行うことができるよう、国内法令において経過規定を定めることができる。

## 第二十条 権利行使の確保に関する規定

- (1) 締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。
- (2) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法令に基づいて確保する。

## 第二十一条 総会

- (1)  
(a) 締約国は、総会を設置する。

(b) 各締約国は、総会において、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表团の費用は、その代表团を任命した締約国が負担する。総会は、世界知的所有権機関に対し、国際連合総会の確立された慣行に従つて開発途上国とされている締約国及び市場経済への移行過程にある締約国の代表の参加を容易にするために財政的援助を与えることを要請することができる。

(2)(a) 総会は、この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。

(b) 総会は、政府間機関が締約国となることの承認に関し、第二十三条(2)の規定により与えられる任務を遂行する。

(c) 総会は、この条約の改正のための外交会議の招集を決定し、当該外交会議の準備のために世界知的所有権機関事務局長に対して必要な指示を与える。

(3)(a) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(b) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国でこの条約の締約国である国の総数に等しい数の票により、当該構成国に代わつて投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のい

ずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。

(4) 総会は、世界知的所有権機関事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、世界知的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(5) 総会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努めるものとし、臨時会期の招集、定足数、種々の決定を行う際に必要とされる多数（この条約の規定に従うことの条件とする。）その他の事項について手続規則を定める。

## 第二十二条 國際事務局

世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

### 第二十三条 この条約の締約国となる資格

(1) 世界知的所有権機関の加盟国は、この条約の締約国となることができる。

(2) 総会は、この条約が対象とする事項に関し権限を有し、及び当該事項に関しその全ての構成国を拘束する自らの法制を有する旨並びにこの条約の締結につきその内部手続に従つて正当に委任を受けている旨を

宣言する政府間機関が、この条約の締約国となることを認める決定を行うことができる。

(3) 欧州連合は、この条約を採択した外交会議において(2)に規定する宣言を行つており、この条約の締約国となることができる。

#### 第二十四条 この条約に基づく権利及び義務

各締約国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づく全ての権利を享有し、全ての義務を負う。

#### 第二十五条 この条約の署名

この条約は、その採択の後一年間、世界知的所有権機関の本部において、この条約の締約国となる資格を有する国による署名のために開放しておく。

#### 第二十六条 この条約の効力発生

この条約は、第二十三条规定するこの条約の締約国となる資格を有する国のうち三十の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

#### 第二十七条 締約国についてこの条約の効力が生ずる日

この条約は、次に掲げる日からこの条約の締約国となる資格を有する国を拘束する。

- (i) 前条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する三十の国については、この条約が効力を生じた日

- (ii) (i)の国以外の第二十三条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する国については、当該国が世界知的所有権機関事務局長に批准書又は加入書を寄託した日から三箇月の期間が満了した日

#### 第二十八条 この条約の廃棄

いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長に宛てた通告により、この条約を廃棄することができ  
る。廃棄は、同事務局長がその通告を受領した日から一年で効力を生ずる。

#### 第二十九条 この条約の言語

- (1) この条約は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によ  
る原本一通について署名する。

- (2) 世界知的所有権機関事務局長は、いづれかの関係国の要請により、全ての関係国と協議の上、(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、「関係国」とは、世界知的所有

権機関の加盟国であつて当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに歐州連合及びこの条約の締約国となることができる他の政府間機関であつて当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

### 第三十条 寄託者

この条約の寄託者は、世界知的所有権機関事務局長とする。